
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平成 27 年 6 月 15 日

那覇市監査委員	新 城	和 範
同	宮 里	善 博
同	翁 長	俊 英
同	亀 島	賢 二 郎

平成 26 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

○ 共通事項

(1)収入調定について（注意事項）

歳入事務において、納付書発行時に調定を行わず、収入後に調定を行っている例があった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに調定をしなければならない旨規定している。

歳入事務に当たっては、同規則を遵守し、適正な事務処理を行なわれたい。

(2)支出負担行為について（注意事項）

契約事務において、支出負担行為の十分な理解がされていない等の理由により契約締結日に決裁を行っていない。

支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為をいう。そのことにより予算の執行状況の把握を行い、予算が不足しているにもかかわらず請負契約を締結するという誤執行を防ぐことができる。

那覇市予算決算規則第23条別表第1は、支出負担行為として整理する時期は、出来高払いを除き契約締結のときと規定していることから、同規則を遵守し、適正な事務処理を行なわれたい。

(3)備品の管理について（注意事項）

備品管理事務において、購入及び廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが散見された。

備品の管理、処分等に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に基づき適切な手続きをされたい。

総 務 部

○ 総務課

(1)那覇市総合防災訓練資機材搬入業務委託契約について（注意事項）

防災訓練に必要な資機材の搬入及び撤去作業の業務委託の契約については、訓練で使用する備品及び消耗品の購入について契約書に明記されていない。

契約書に記載のない事項については、相手方に履行請求できない恐れがあることから、契約書には必要事項を明記し、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

平成27年度予算から、業務委託料とは別途で訓練資機材購入のための備品の予算措置をするなどして改善を図り、適切な事務処理に努めているところでございます。

(2)公印の管理について（注意事項）

市長部局における公印については、総務課において新調し、改刻し、廃止すること及び備品台帳整備の一元管理を行い、各課に対しては公印を貸与している。

那覇市物品会計規則第6条第3項は「物品管理者は、その課における備品台帳の台帳管理を行う。」と規定しているが、当該規則に公印貸与に関する規定はない。

適切な公印管理を行うため、公印貸与に関する規定を定めるなど管理手続きの透明性を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、適切な公印管理の観点から那覇市公印規則等の改正も含め検討を行っております。また、同様の公印規則をもつ教育委員会や上下水道局関係部署とも連携し、公印管理の明確化を図ってまいります。

○管財課

真和志庁舎雨水配水ポンプ及び配管取替修繕工事の支払遅延について

（注意事項）

真和志庁舎雨水配水ポンプ及び配管取替修繕工事は、契約金額40万円未満であることから、改正前那覇市契約規則第3条第1項第1号の規定により契約書を省略し、修繕工事を依頼している。当該修繕工事は、平成26年10月6日に完了し、同年10月14日に請求書を受理しているが、予算執行事務の誤り等により支払日が12月2日と著しく遅延している。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条は、支払時期を書面で約定していないときは請求書受理後15日以内に支払う旨定めている（同法第14条で地方公共団体に準用）。

支払事務に当たっては、当該規定に基づき適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、予算執行事務の誤りで支払が遅延することがないよう、支出命令書等の内容チェックを強化し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条に定める事項の周知徹底を図り、当該規定に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

企画財務部

○企画調整課

支出負担行為について（注意事項）

共通事項(2)を参照（市民意識調査業務委託契約）

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては那覇市予算決算規則等関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底

を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

○情報政策課

備品の管理について（注意事項）

共通事項(3)を参照（現物と備品台帳の不一致）

□ 注意事項に関する措置

指摘を受けて、備品台帳の整備を行い、現物と備品台帳の不一致がないようにしました。今後は、備品の管理・処分に当たっては、適切な手続きを行ってまいります。

○行政経営課

指定管理者制度導入による財政効果について（要望事項）

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズを効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としている。

本市においては、平成16年11月に那覇市ぶんかテンブス館に指定管理者制度を導入後、平成26年4月1日現在、那覇市営奥武山球場、那覇市営住宅（19団地）、那覇市パレット市民劇場など69施設に指定管理者制度を導入している。行政経営課によるとその財政効果額は、経営改革の具体的な取り組みを示すアクションプランの第2次期間（平成17～21年度）に約6,300万円、第3次期間（平成22～25年度）に約7,400万円、合計約1億3,700万円となっている。これは、財政の健全化に向けた取り組みの一環として、指定管理者制度の導入を積極的に推し進めてきた結果である。

今後とも、市民サービスの更なる向上及び経費の節減を図るために指定管理者制度の推進に取り組まれない。

□ 要望事項に関する措置

今後も「指定管理者制度に関する運用指針」に則り、制度の推進に取り組んでまいります。

○資産税課

支出負担行為について（注意事項）

共通事項(2)を参照（平成26年度地籍調査データ整備業務委託契約）

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

福 祉 部

○福祉政策課

(1)支出負担行為について（注意事項）

共通事項(2)を参照（愛楽園激励訪問芸能公演業務委託契約）

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

(2)那覇市総合福祉センター駐車場の目的外使用料について（注意事項）

那覇市総合福祉センター駐車場の一部について、当該施設の指定管理者である那覇市社会福祉協議会の障がいのある職員に対し、近隣駐車場からの出勤が困難であること、業務で当該職員の車を使用するとの理由から行政財産目的外使用を許可し使用料を徴収している。

使用料の算定は、那覇市行政財産使用料条例第3条の3（職員駐車のための土地の使用料）を準用しているが、同条例第3条第1項第1号（使用料の額）に基づくことが適正である。

使用料の徴収に当たっては、根拠を明確にし、適正な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

当該福祉センター駐車場の目的外利用許可に係る使用料については、ご指摘の内容のとおり、那覇市行政財産使用料条例第3条第1項第1号に基づく利用料を設定し徴収することといたします。

○チャーがんじゅう課

福祉バス運行事業の前金払いについて（注意事項）

福祉バス運行事業は、那覇市シルバー人材センターに委託し、業務執行に支障をきたすこと、委託料が確定しているとして、委託料645万4,000円を前金払いとし精算を行っていない。

本事業の委託料は、人件費、修繕費、車両燃料費等であり、運行日数等によって変動することから前金払いすることは適切ではない。

適切な支出となるよう、精算を伴う概算払い等の支払い方法について改められたい。

□ 注意事項に関する措置

福祉バス運行事業の那覇市シルバー人材センターへの委託契約については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）」により、請負事業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであることとされており、委託契約金の使途については、事業を請け負ったシルバー人材センターに

一任してきたが、当初見積額に変動がある費目を含むため、精算を伴う概算払いへの移行を検討します。

○障がい福祉課

備品の管理について（注意事項）

共通事項(3)を参照（現物と備品台帳の不一致、設置場所の記載漏れ）

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、平成27年3月31日までに既存備品と備品台帳の照合を行い、備品シールの貼付を行いました。今後は、那覇市物品会計規則に基づき適切に備品管理事務を行ってまいります。

○保護管理課

収入調定について（注意事項）

共通事項(1)を参照（返還徴収金督促手数料）

□ 注意事項に関する措置

保護費の返還徴収金督促状を発送する際の督促手数料の収入調定について、収入後に調定を行なっておりました。

平成27年度からは那覇市会計規則第20条第1項に基づき、督促状発送時に調定を行ない適正な事務処理を行っています。

健 康 部

○国民健康保険課

(1)備品の管理について（注意事項）

共通事項(3)を参照（現物と備品台帳の不一致）

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を受け、全備品について確認し漏れのあった備品について、直ちにシールを貼付しました。今後は確認作業を適切に行い、備品管理に努めます。

(2)国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消について（要望事項）

国民健康保険事業特別会計の平成25年度決算は50億5,610万円の累積赤字となっており、平成26年度においても同規模の赤字が見込まれている。

本県における赤字の特殊要因は、「前期高齢者財政調整制度」における交付金の算定方法が沖縄戦の影響で本県市町村国保に非常に不利に働いていることによるものであり、国に対する財政支援の要請行動を平成26年8月、10月及び翌年1月に

わたり行っている。

累積赤字解消に向けた取組み強化策として、国に対する財政支援の要請を引き続き実施されたい。

なお、医療費の適正化及び自主財源の確保に向けた一層の徴収強化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

国に対する財政支援の要請は、今後も引き続き関係機関と連携を密にして再要請などを行い、累積赤字解消に向けて取組みます。

また、レセプト点検・調査を確実に実施し、医療費適正化を積極的に図るとともに、滞納者への早期接触、電話督促の着実な実施、差押え等の滞納処分を強化し、自主財源の確保に向け徴収強化に取り組めます。

○ 特定健診課

特定健康診査の受診率の向上について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者(40 歳～74 歳)を対象に国が示す平成 29 年度受診率 60%を目標に実施している。本市の受診率は、平成 25 年度目標値 41%に対し実績 35.6%、平成 26 年度目標値 46%を掲げているが、達成は厳しい状況である。

受診率向上のため、自治会や民生委員による未受診者戸別訪問や電話等による受診勧奨、庁舎内等でのまちかど健診の実施など様々な取組みを行っている。

年度ごとの目標値を達成できるよう広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後もより多くの方の受診につながるよう、引き続き職員や自治会・民生委員等による未受診者戸別訪問、電話・はがきによる受診勧奨、庁舎や申告会場に来たついでに受けられるまちかど健診を実施する予定です。また、平成 27 年度からは地域へ出向いてのまちかど健診の実施も検討しており、受診意欲の喚起につながる広報事業や学習会等の啓発事業も継続的に実施することでさらなる受診率の向上に取り組んでまいります。

（保健所）

○ 健康増進課

(1)支出負担行為について（注意事項）

共通事項(2)を参照（那覇市古波蔵ふれあい館機械警備業務委託契約変更契約）

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、那覇市予算決算規則を職員に周知し、今後は、当該規則に従い注意を払って適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 予防接種業務委託契約について（注意事項）

予防接種業務委託の契約事務は、契約相手方を特定しないまま一括して起案し、決裁を行っている。また、各医療機関との実際の契約はいずれも契約期間の始期から1ヶ月以上経過して締結していることから、契約書に遡及条項を定めて契約の始期をさかのぼっている。

契約事務は、契約相手方を特定して起案、決裁を行うものである。また、地方自治法第234条第5項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、遡及条項を定めた場合でも契約が確定する以前は相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理を行なわれない。

□ 注意事項に関する措置

平成27年度より、契約の際には医師会会員医療機関及び個別医療機関の名簿を添付し、契約相手方が特定できるよう事務改善しました。

また、その他毎年契約締結を行っている医療機関へ、次年度も引き続き契約を希望するかを事前に確認し、ほぼすべての医療機関と遡及条項を設けず契約締結しています。

しかし、市民が契約を締結していない医療機関で接種をしてしまった際、医療機関が被接種者から実費徴収することが困難な状況が考えられることがあります。よって、遡及条項はこのようにやむを得ず遡及して契約を行う必要がある場合のみとし、原則としては、ご指摘のとおり、医療機関には遡及条項を設けず、契約締結後に接種を行うように周知し、適切な事務処理をすることを心がけます。

○ 地域保健課

(1) 妊婦健康診査業務委託等契約について（注意事項）

妊婦健康診査業務委託契約、3歳児精密健康診査業務委託契約及び2歳児歯科健康診査業務委託の契約事務は、各医療機関との契約はいずれも契約期間の始期から1ヶ月以上経過して締結していることから、契約書に遡及条項を定めて契約の始期をさかのぼっている。

地方自治法第234条第5項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定している。遡及条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理を行なわれない。

□ 注意事項に関する措置

妊婦健康診査業務委託契約、3歳児精密健康診査業務委託契約及び2歳児歯科健康診査業務委託契約については、委託契約開始日に契約締結できるように、各医療機関へ事前に周知するとともに、契約締結に向けて事務改善に努めます。

(2)乳児健康診査業務委託の契約方法について（注意事項）

乳児健康診査事業は、前期（３ヶ月～６ヶ月）及び後期（９ヶ月～１１ヶ月）の乳児を対象に健康診査を行う事業である。当該健康診査業務は、一部委託を行い毎日曜日に実施しており、当該業務に従事する保健師等市職員の休日勤務については、公務と位置づけず受託者から報酬費等として支払っている。

保健師等市職員は、営利を目的とする私企業等の従事制限に関する「営利企業等従事許可申請」の手続きは行っているものの、このような勤務のあり方は適切でないことから見直されたい。

□ 注意事項に関する措置

乳児健康診査業務委託においては、現在の委託先が保健師等多くの専門職の全数を確保する事が困難な状況があり、課題となっています。

今後も引き続き、現委託先へ乳児健康診査業務のあり方および保健師等多くの専門職の全数確保について、調整していきます。

こどもみらい部

○こどもみらい課

認可外保育施設絵本読み聞かせ実施事業について（要望事項）

認可外保育施設絵本読み聞かせ実施事業は、認可外保育施設において、絵本の読み聞かせ研修により保育の質の向上を図り、絵本から得る児童の情緒の安定、言語を育むことを目的とした沖縄振興特別推進交付金事業である。

事業は、認可外保育施設 90 ヶ所に対し絵本 4,352 冊を配付し、公立保育所の所長、副所長等が読み聞かせを実施するというものである。事業の見直しや受託業者の選定に時間を要したため、絵本の調達にかかる業務委託契約が、年度末の平成 27 年 2 月 4 日となった。

事業の実施に当たっては、年度当初に的確な事業計画を策定し、事業成果が得られるよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

平成 26 年度の絵本等読み聞かせ研修会においては、これまでの集合研修から各施設を訪問しての個別研修へ組み替えました。今年度はすでに実施スケジュール等の事業計画策定に取り組んでおり、一層成果が上がるよう早めの実施に努めております。

○子育て応援課

収入調定について（注意事項）

共通事項(1)を参照（児童手当滞納繰越分返還金）

□ 注意事項に関する措置

歳入事務に当たっては、那覇市会計規則第 20 条第 1 項を遵守し、法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査し、内容を確認後は直ちに調定を行うよう、事務対応を修正しました。